



2026 年 2 月 9 日

お客様各位

新家財保険の販売開始について

いつもあんしん少額短期保険をご愛顧いただき厚く御礼申しあげます。

2026 年 2 月 9 日より、生活あんしん総合保険の商品および取扱要領の改定を実施いたしました。

【主な改定内容】

① 約款文言の平易化・明確化

これまでに当社に寄せられたお客様からのお問い合わせ等を踏まえ、約款内容の理解が平易ではない点や解釈が分かれやすい点について、誤解を防止し、認識の齟齬を解消することを目的として「わかりやすさ向上」の観点より、用語の明確化・定義の追加を行いました。

なお、改定後約款の内容は下記【URL】に掲載しております。

【URL】https://ansin-ssi.com/service/kazai/pdf/ansin_kazai_yakkan.pdf

② 賠償保険金の自己負担額の一部廃止

賠償保険金（個人賠償保険金・借家人賠償保険金）は、これまで 1 事故あたりの自己負担額（免責金額）『5,000 円』を設けておりましたが、「賠償の補償条項補償内容変更特約」付帯契約については、個人賠償保険金も含め、『免責金額なし』とします（本改定に伴う保険料の割増はありません）。

※持家の場合の自己負担額（免責金額）は、『5,000 円』を継続いたします。

③ 『引越しに関する特約』の自動付帯（賃貸住宅のみ）

住宅の種類が「賃貸」の場合で、引越し先が引き続き「賃貸」のときは、住所変更手続後 30 日間を限度として、引越し前の賃貸借契約が有効な賃貸住宅についても補償の対象とする『引越しに関する特約』を全件自動付帯いたします（本改定に伴う保険料の割増はありません）。

④ 改定時期

2026 年 1 月 1 日以降の新規申込・更改契約が対象

今後も、より一層の商品内容の充実・サービスの向上を通じて、お客様からの信頼とあんしんをお届けできる会社となるよう努めて参ります。

<本件に関するお問い合わせ先>

あんしん少額短期保険株式会社

営業部 0120-888-105